

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先: ☎530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル 藤田法律事務所内TEL 06-363-2112. 口座 大阪 48780)

#### 控 訴 審

### 最高裁に「特別抗告理由書」を提出

原告住民側では、高松高裁の忌避却下決定に対し、8月29日付で「特別抗告申立書」を最高裁に提出したが、その申立ての「理由書」(本号2頁以下に掲載)を、4月12日付で最高裁に提出した。最高裁からは、4月26日付で、抗告訴訟記録が高松高裁から到着した旨の通知書が送られてきており、目下審理中。しかし、最高裁が、高松高裁の決定を「違憲」としてくつがえす可能性は、きわめて小さいと考えられており、その決定も早

期に出されるものと予想されている。

海の向うの米国の最高裁が、類例の無い原発関係訴訟と、まともに取り組み、「TMI 1号炉の運転再開に住民心理の考慮不要」と、「放射性廃棄物の最終処分未確立を理由とした州の原発拒否は合法」との、二つの重要な判断を、それなりに明快に相ついで示していく様を、我が国の原発関係訴訟裁判官たちは、どのように受けとめているのであろう。

### 電気が余り3号炉の着工・運転を延期

四国電力は4月12日、今年度の施設計画を発表した。その中で、住民の抵抗を、金と力で押し切り、ようやく電調審に持ち込んだ8号炉の工事計画を延期することを明らかにした。着工開始を半年遅れの昭和61年2月からに、また運転開始を1年遅れの昭和65年10月からにする、と。

四電の平井社長は「考えていた以上に経済ががらっと変化したため」と語っているが、これまで「国策」を信じてきた多くの住民や国民の考えもまた「がらっと変化する」ことなど構っておれないのであろう。

#### 2号炉第16回公判

5月27日(金)午前10時より

松山地裁大法廷

新構成の裁判所が、強まる被告国側の圧力の下で、懸案になっている原告住民側の準備書面提出条件に、どういう判断を示すか注目されている。支援傍聴を!

理由は、今後10年間の電力需要の伸びを年平均4.8%と見ていたが、とても無理で、年平均8.2%がやっと、だからという。2号炉の運転開始で、すでに経営が悪化してきている四電が、電調審組み入れの「儀式」に辿り着くや否やの発表であり、「国策」の矛盾とほころびは誰の目にも明らか。

伊方原子炉の運転管理の実情を立証するとして申請していた証人も含め、申請済みの8人のうち2人の証人を取下げ、裁判所に早期に審理を打ち切るよう迫っていたのである。

忌避申立にかかる裁判官たちがした異常な騙し討ち結審は、このような被控訴人の主張を容れ入れ、裁判所が運転ミス無関係論をとる姿勢を露骨に示したものと理解するほかないのであり、原決定が判示するように、裁判官が公正な立場で「それまで行われた当事者双方の主張弁論の内容をふまえた審理及び証拠の結果により、本案事件について判決をするに熟し、申立人らがなお行う予定にしている主張立証は右判決をなすのに必要でない」と判断したため、前記段階で弁論を終結したものであることを優に看守することができる」というものでは断じてないのである。

8. 原子力発電技術の欠陥やこれに伴う事故の恐しさについては、今日では世界中に広く知れ渡っている。その運転によって産出される膨大な量の危険な放射性物質は、数十万年にもわたって人類の生存を脅かし続ける。危険な使用済燃料の再処理は技術的に行きづまり、いわゆる核燃料サイクルは循環を停止したままである。放射性廃棄物の処理・処分の問題も解決できないままである。石油危機の宣伝の虚妄も今日では明らかとなった。危険性のみならず、経済性の観点からも、エネルギーを原子力に頼るといふ必然性や必要性はどこにもない。

とくにスリーマイル島事故以後は、各国は原子力発電所建設計画からの撤退を進めている。米国では原子力発電所の新規発注は1基もない。

このような状況の中で、とくにスリーマイル島事故によって本件原子炉設置許可処分の違法性が明白となった現在、裁判所が国や電力会社の圧力をはね返し、公正な審理を遂げ、世の非難を浴びた誤りだらけの一審判決を是正する正しい判決を下すことができるかを、多くの国民は注視していた。宮本勝美ら裁判官8名は、司法に対する国民の信頼を決定的に裏切る不公正な行動に出たのであり、これに対する忌避申立を却下した原判決が憲法31条・32条に違反するものであることは以上述べたところで明らかである。

原決定を取消し、忌避申立にかかる各裁判官を忌避するとの裁判を強く求める次第である。

### 会計報告 ('88.4/6~5/9)

収 入	
会 費	19,000
ニュース購読料	110,250
カンパ	82,000
計	161,250
支 出	
ニュース印刷代	81,000
郵 送 料	11,210
振替手数料	540
資 料 費	2,000
事務用品費	21,850
ゼロックスリース代	14,800
特別抗告理由提出援助	20,000
弁護団合宿援助2回分	193,920
計	294,820
差引	-133,570
積立金合計	42,425



## 特別抗告理由書

特別抗告人 川口寛之  
外26名

相手方 通商産業大臣

昭和58年行々裁判官忌避申立事件の決定に対する特別抗告受理事件(昭和58年行々第1号)について、特別抗告人はつぎのとおり特別抗告理由を陳述する。

昭和58年4月12日

右特別抗告訴訟代理人

弁護士 新谷勇人  
外26名

最高裁判所御中

記

原決定は憲法81条82条に違反する

第1. 忌避申立にかかる高松高等裁判所裁判長裁判官宮本勝美、裁判官山脇正道、裁判官磯尾正の行動及び忌避申立の理由

(高松高裁に対する「忌避申立理由書」(本誌前号2頁以下に掲載)と重複のため略)

第2. 原決定の判断

1. 申立人らの右忌避申立に対し原決定は、「行政事件訴訟法第7条により準用される民事訴訟法所定の裁判官忌避の制度は、裁判の公正及び信頼を確保するために、客観的にみて裁判官が偏頗な裁判をする虞れがある場合に、当該裁判官をその事件の審判から排除することを目的とするものであるから、忌避事由としての裁判官につき裁判の公正を

妨ぐべき事情とは、裁判官が担当事件の当事者と特別の関係にあるとか、訴訟手続外においてすでに当該事件につき一定の判断を形成しているとかの、当該事件の手続外の要因により、その裁判官によっては当該事件について公正な審判を期待することができない客観的な事情を指すものと解するのが相当であり、そうでなく、訴訟手続内における裁判官の訴訟指揮、証拠の採否その他の訴訟上の措置ないし審理の方法、態度などについて当事者に不服なものがあったとしても、忌避事由に該するとはいえず、当事者は訴訟手続内における裁判官の右のような処置等を不服とする場合は、異議、上訴などの忌避申立以外の方法によって、その救済を求めるべきものである」

(中略)

「申立人らは宮本裁判長の訴訟指揮や訴訟過程での言動態度からみて、また同裁判所が控訴人らにおいてなお必要とする主張弁論及び立証の機会を与えないで、抜き打ち的に結審した処理等からみて、裁判の公正を妨げるべき事情がある場合にあたるといえるが、右裁判所が本案事件の弁論を終結したのは、それまでに行われた当事者双方の主張弁論の内容をふまえた審理及び証拠調の結果により、本案事件について判決をするに熟し、申立人らがなお行方予定にしている主張立証は右判決をなすのに必要でないと判断したため、前記段階で弁論を終結したものであることを優に看取することができる。

宮本裁判長及び右裁判所に本案の訴訟において、申立人ら指摘の言動態度及び措置等があったとしても、それらの具体的事実は個々のみでも、総合して全体的にみても、本来、裁判官の考慮外に置かれるべき何らかの手続外的

要因によって動かされていることによるものと考えざるを得ないようなもの、ないしは合理的にそのように解しうる事跡の存在を肯認するに足るものは見当たらない。

右3裁判官がすでに実施された審理ないし証拠調の結果により一定の心証を形成するのは当然のことであり、具体的な審理の経過に即応して、その心証や判断等を訴訟指揮その他の審理過程における言動措置上ある程度反映せざるを得ない場合もあることは稀有ではなく、右裁判所が申立人らにおいて主張立証しようとしている事項につき本案事件の裁判をするのに必要なものでないと判断した以上、その主張立証の機会を与えることなく結審したことを不当違法であるとはいえず、もとよりそれだけでは忌避の事由に該当しないと判断して申立人の請求を却下する決定をした。

第3. 原決定は憲法31・32条に違反する。

1. 裁判の生命は公平・公正である。偏頗な裁判官による裁判は適正手続を保障した憲法31条に違反する。平正さに欠ける裁判官の裁判関与こそもっとも手続において適正でないことが明らかであるからである。また、公正でない裁判官による裁判は、裁判を受ける権利を保障した憲法82条にも違反する。けだし、裁判を受ける権利の保障は、それが公正な裁判官による裁判を受ける権利の保障でなければまったく無内容に帰すからである。行政事件訴訟法7条により準用される民事訴訟法7条1項にいう忌避の原因となるべき「裁判官ニ付裁判ノ公正ヲ妨クヘキ事情アル

トキ」にあたる裁判官による裁判は当然憲法31条・32条に違反するのである。

国家の裁判権行使の公正と裁判官に対する国民の信頼を担保することを目的として、除斥、忌避の制度が設けられている。除斥は、裁判官が当事者または事件と民事訴訟法35条に定められた一定の関係があっただけで、当該裁判官が裁判に関与することを許さないことを定めている。すなわち裁判が具体的に公正であるかどうかの問題以前に、裁判の公正らしさに対する国民の信頼を確保するために、疑わしき裁判官の裁判を許さないとするのである。

忌避は除斥の制度と相俟って裁判の公正を担保する制度であるが、除斥の場合とは異なり、「裁判官ニ付裁判ノ公正ヲ妨クヘキ事情」と定めるだけで画一的規定をなさず、その具体的場合に即した弾力的運用を期待して、「裁判ノ公正ヲ妨クヘキ事情」の有無についての判断を裁判所に委ねている。

当事者・事件と一定の関係があれば、実際に裁判官が不公正な態度を示すかどうかと関係なく、いわば「瓜田に履を納めず」・「李下に冠を整えず」の喩えのとおり、裁判の生命である公正(らしさ)に対する国民の信頼を確保するために除斥の制度が設けられているのであるから、ましてや現実の裁判において、裁判官によって「裁判の公正ヲ妨クヘキ」具体的態度や行動が示されたとき、これが法律上看過されてよいはずはない。このような場合に裁判の公正を確保するために、当該裁判官の裁判への関与を排斥するためにその役割を果たすべく期待されているのが忌避の制度であることは言うまでもない。



民事訴訟法 87 条 1 項にいう忌避事由は、除斥事由として定型化された以外の裁判官が、当事者または事件と特殊な関係があることにより、偏頗不公平な裁判をするであろうという懸念を当事者に起こさせるに足る客観的事実がある場合だけでなく、釈明権の行使・不行使、証拠の採否、主張立証を充分つくさせるか否か等々の訴訟行為の偏頗不公平を原因とする場合であっても、爾後裁判官の職務執行の公平を信頼できない当事者の懸念が客観的・合理的にみて相当である場合には、これに該当するものと解釈してはじめて憲法に照らし正しい解釈といえる。

従って原決定が判事する、  
「忌避事由としての裁判官につき裁判の公正を妨ぐべき事情とは、裁判官が担当事件の当事者と特別の関係にあるとか、訴訟手続外においてすでに当該事件につき一定の判断を形成しているとかの、当該事件の手続外の要因により、その裁判官によっては当該事件について公正な判断を期待することができない客観的な事情を指すものと解するのが相当であり、そうでなく、訴訟手続内における裁判官の訴訟指揮、証拠の採否その他の訴訟上の措置ないし審理の方法、態度などについて当事者に不服なものがあったとしても、忌避の事由に該るとはいえず」  
という解釈は誤りである。

前記第 1 で述べたように、忌避申立にかかる宮本勝美ら三名の裁判官のした訴訟行為は、適正手続の保障のために最小現必要な

- (1) 結審予定の予告を欠き、
- (2) 「騙し討ち」結審によって証人尋問に代えて提出する陳述書、書証の準備の機

- 会を奪い、
- (3) 当然採用されるべき重要な証人の尋問の権利を奪い、
- (4) 相手方提出の書証の認否、反証、準備書面への反論の権利を奪い、
- (5) 最終準備書面提出及びこれを陳述する権利を奪った。

等々他に類例をみない極めて不公正なものであるにもかかわらず、原決定は忌避事由を当該手続外の要因に限るという誤った解釈によって、本件忌避申立を却下したのであるから、原決定は憲法 81 条に違反し、かつ実質的な裁判の拒否を容認したものであるから、憲法 82 条に違反する。

## 2. 原決定はさらに

「当事者は訴訟手続内における裁判官の右のような処置等を不服とする場合は、異議、上訴などの忌避申立以外の方法によって、その救済を求めるべきものである」と判示し、本件忌避申立を却下した。

しかし、これまた裁判の審級制の現実性を無視した暴論である。

言うまでもなく、控訴裁判所は最終の事実審であり、本件にとっての上訴裁判所への上告理由は、憲法違反、憲法解釈の誤り、または判決に影響を及ぼすこと明らかなる法令違背あること等の法律事由に限定される。従って、控訴裁判所の裁判官らの前述の暴挙による騙し討ち結審によって、本件訴訟において極めて重要な意義を有する多くの事実問題は、文字どおり裁判を拒否され、申立人らの「裁判所において裁判を受ける権利」は奪われるのである。

スリーマイル島原子力発電所の事故は、原審以来の申立人らの主張の正しさを事実を以

て実証したが、これが起こったのは 1979 年 3 月で、本件訴訟が控訴裁判所に係属した後のことであり、現在も事故による広汎かつ深刻な災害の恐怖は些かも解決されていないことは周知のとおりである。

右事故によって実証された本件伊方原子力発電所の原子炉設置許可処分安全審査の重大な誤りのうち、とくに、

立地選定の審査の際の災害評価について、スリーマイル島事故における放出放射能の量や、その周辺住民に及ぼす影響を伊方炉の立地選定の違法性との関連を立証する瀬尾健証人、

自らスリーマイル島周辺や米国原子力規制委員会に赴き、事故の実態を調査し蒐集した資料によって現在の原子炉安全確保技術の致命的欠陥を立証する荻野晃也証人、などの重要証人の取調べはなんらなされていない。

また、本件訴訟における争点は、右のスリーマイル島事故によって明らかになった事象に尽きるものではない。

- 1 審以来本件原子炉の危険性については、
- (1) 作動しない緊急炉心冷却装置 (ECCS)
  - (2) 原子炉圧力容器及び一次冷却系配管の欠陥とその危険性
  - (3) 蒸気発生器細管の欠陥と事故の危険性
  - (4) 原子炉燃料の事故時・平常時における危険
  - (5) 伊方原子炉の事故における災害評価の誤り
  - (6) 平常運転時における放射性排出物による危険性
  - (7) 固体廃棄物、使用済燃料、及びその再処理についての審査の欠如とその危険性
  - (8) 温排水に関する審査の欠落

(9) 立地選定の誤りと地震による事故の危険性

(10) 本件伊方原子炉設置許可処分の手続における違法性、等々の多くの論点について争われてきたが、控訴審においても、これらの争点の立証を含め、19 名に及ぶ証人の取調べを、申立人らは申請していた。しかし、控訴審において実際に証人尋問がされたのは、スリーマイル島事故に関連して 8 名の証人だけで、残りの 19 名については証人採否の決定もないまま、異常な突然の弁論終結によって証言の機会を与えられなかったのであり、1 審以来の多くの争点は、とうてい審理が尽くされたとは言えない状態のまま裁判官たちによって無視されたのである。裁判官たちの不公正な審理も極まれりと言わなければならない。

被控訴人は、1 審においては本件訴訟を原子力発電所の安全性を広く国民に明らかにする場にしたいと公言しておきながら、法廷において被控訴人が申請した専門家証人の証言の虚偽が、申立人ら代理人たちの反対尋問によってつぎつぎと暴露されると、結審間際になって慌てて申立人らの当事者適格を争う主張を持ち出すという醜態を演じた。また、「原子力発電所はフェールセーフになっており、運転ミスがあっても大事故は絶対に起こらない」と主張してきたが、スリーマイル島事故が起こると、手のひらを返すように「スリーマイル島原発の事故は運転ミスが主な原因であり、このような運転管理の問題による事故は、安全審査と関係なく、安全審査の欠陥が問題とされる本件訴訟と無関係である」と主張を変更した。

そして、控訴審での論争や証人調べがこれ以上続けられては不利と判断したのか、本件